





# 「固定資産現所有者申告書」の手引き

## 1 現に所有している者（現所有者）について

- (1) 固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在、登記簿又は土地家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方（以下、「台帳上の所有者」という。）に課税することになっています。
- (2) 賦課期日前に台帳上の所有者が死亡している場合には、賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。  
個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。（遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。）

※ 「固定資産税現所有者申告書」で変更するのは納税義務者のみになりますので、遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに相続登記をしていただきますようお願いいたします。

なお、相続登記をされますと、新たに登記簿に登記された所有者の方が納税義務者となります。

※ 未登記の家屋の所有者変更については、役場において、別途「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要となります。

## 2 提出時の書類確認・添付書類について

- (1) 「現所有者申告書」の提出の際には以下の書類を提示してください。

なお、郵送の場合は、その写しを同封してください。

- ・マイナンバー確認書類及び身元確認書類（以下の(1)から(3)のいずれか1つ）

- (1) マイナンバーカード
- (2) 通知カード + 運転免許証等
- (3) マイナンバーが記載された住民票の写し + 運転免許証等

- (2) 添付書類として、以下の書類を提出してください。

- ① 所有者の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本の写し

- (3) (2) の他、該当する事由により、以下の書類を添付して提出してください。

- ① 法定相続人以外が代表者となる場合

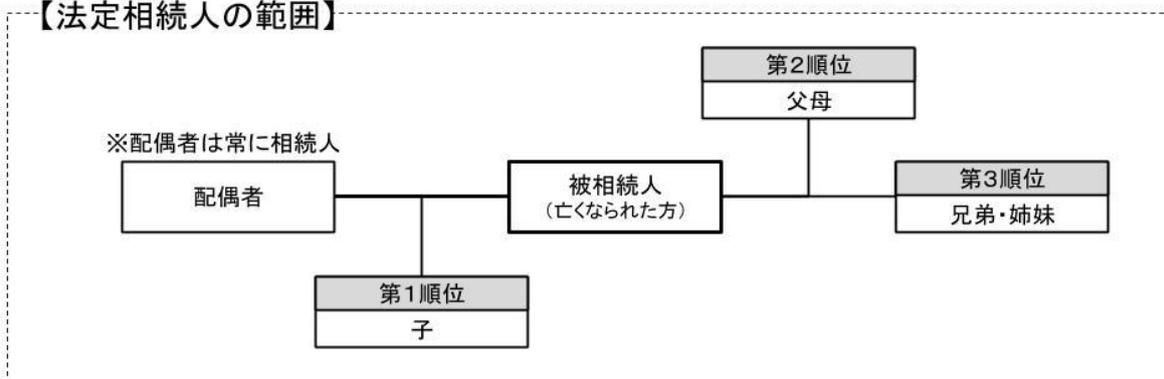
- ・遺言書の写し

※ 自筆遺言の場合は、法務局で保管していたものを除き、確認証明書が必要です。

- ② 相続権を放棄している場合

- ・裁判所が発行した「相続権放棄申述受理通知書」の写し又は「相続放棄申述受理証明書」の写し

### 【法定相続人の範囲】



一般的な相続人の例	①	配偶者	+	第1順位 子	※死亡している場合は、子の直系 卑属(孫、ひ孫など)
	②	配偶者	+	第2順位 父母	※死亡している場合は、その直系 尊属(祖父母など)
	③	配偶者	+	第3順位 兄弟・姉妹	※死亡している場合は、その子 (甥、姪など)